

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、所有者の氏名、建物移転料計算書の諸経費率・再築補償率及びその比率が明らかになる金額を除き公開すべきである。また、内訳明細書のうち既に公開された部分に加えて、金額を公開すべきである。

2 異議申立ての主旨

異議申立ての主旨は、異議申立人が平成12年12月11日付けで名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき行った、下記の文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、名張市長が平成12年12月20日付けで行った部分公開決定の取消しを求めるというものである。

記

平成9年度（仮称）名張市斎場建設予定地物件移転補償額算出業務委託報告書の建物移転料計算書及び建物調査表A棟

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

条例第6条第2号に該当するとしていることについて

- (1) A棟～E棟については、平成12年11月20日付け名齋第100号の公文書公開決定通知により、閲覧と写しの交付を受けた中で、物件調査内訳書、建物調査箇所、すでにその建物の所有者はA氏であり、建物調査箇所も斎場建設予定地内であることが明らかにされているので、部分公開にする理由は全くない。

また、処分庁からこの決定通知についての新たな処分通知を受理した事実もない。

- (2) A棟～E棟は、本件委託契約に基づく移転補償額をもって、平成11年6月25日議会の議決を経てA氏と契約が締結され、ただちに契約代金の7割が支払われており、名張市が公金をもって所有権を取得して個人財産でなくなっているものであり、その時点で個人情報ではなく、かつ個人のプライバシーを侵害するものでもなくなっているものである。

- (3) F棟、G棟～J棟については、名張市が契約していないことを一方的に申し立てても、市民には分からないものであるので、その事実を文書で公表すべきである。

また、公表されても第6条第2号に該当することを認めるものではない。

条例第6条第4号ロに該当するとしていることについて

- (1) 本件委託契約行為は、条例第 6 条第 4 号ロに例示する監査・検査・交渉・渉外・訴訟・試験には全く該当しないものであって、かつ例示に近い「その他の事務事業」に該当すると解釈することは、拡大解釈と考えられる。
- (2) 契約行為が、例示の交渉・渉外に類似する行為として解釈したとしても、すでに成果品が提出され、契約行為は完結している。
- (3) 委託契約当事者は、(財) 三重県建設技術センターであり、牛舎所有者ではない。
- (4) 公的機関である(財) 三重県建設技術センターが、建設省の基準に準拠して損失補償額を算出したもので、この算出基準は公開されており、これに準拠して算出された積算の基礎を、市民には知る権利があり、かつその妥当性について検討する権利もある。
- (5) 「当該事務事業の性質上、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」について該当するかについて考えても、(財) 三重県建設技術センターが公的機関であり、建設省の算出規定に準拠して積算されたもので、公開されるべきものである。これを公開することによって、どのような適正な実施に障害が生ずるか具体性がなく、また名張市がこれを公開したとしても、同様にどのような障害が起きるか具体性がないものである。実施機関が、条例に表示された文言を一方向的に拡大解釈することは許されないものであり、かつ実施機関が都合のいいように解釈して、市民の知る権利を抹殺するおそれがあるような判断は、原則公開の条例の精神に反するものと考えられるものである。

以上の理由により、全面公開すべきである。

4 実施機関の部分公開理由説明要旨

- (1) 調査物件(A 棟 ~ E 棟)については、平成 1 1 年 6 月に補償契約を締結している。しかし、移転のための補償であり、補償契約が完了していても所有権は市にはなく、物件所有者にある。従って、物件所有者の氏名や補償金算定に必要な各種の調査項目及び調査結果並びに補償項目の算定結果は、個人情報に該当する。
- (2) 「公共用地の取得に伴う損失補償基準」は、公開(昭和 3 7 年 1 0 月 1 2 日用地対策連絡会理事会決定)されている。しかし、本補償額の積算基礎となった積算歩掛、積算単価は、中部地区用地対策連絡協議会発行の損失補償算定標準書に基づいており、同標準書は公開されておらず、公開することは今後の補償交渉に支障をきたすおそれがある。

5 審査会の判断

- (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に

対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、本件対象公文書をインカメラで審査し、以下のとおり判断する。

(2) 条例第6条第2号(個人情報)の該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、公開しないことができることを定めたものである。

本件対象公文書には、所有者の氏名が記載されており、これについては条例第6条第2号で規定されている「特定の個人が識別され得るもの」に該当する。また、本号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が非公開としたことは妥当である。

建物移転料計算書については、名張市が(財)三重県建設技術センターに委託したものであり、当センターが補償額を決定するために、当該所有物件に関し客観的立場で調査したものである。所有者の氏名が、広く一般に知られている状況からすれば、当該情報を公開することで特定の個人の資産状況が明らかになるとも考えられるが、所有者の保有財産の全部が明らかになるわけではなく、補償額決定のための調査を通じて、所有者の保有財産の一部が明らかになるにすぎない。なお、当該情報の公開自体により、特定の個人が識別され、又は識別に影響が及ぶとはいえない。

よって、所有者の氏名以外の情報は、条例第6条第2号(個人情報)には該当しないので、公開するのが妥当と判断する。

(3) 条例第6条第4号(行政運営情報)の該当性について

本号は、事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質から公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生じるおそれのある情報は、公開しないことができることを定めたものである。

本件事案のように、用地を取得するために算出した補償価格等は、客観的な根拠を基に決定され、商取引のように相手方との交渉等によって左右されるものではないはずである。従って、これを公開すること自体が、今後の交渉を困難にするというものではない。しかし、公開すること自体には問題がなくても、今後の事務事業

において、担当職員が説明しにくくなったり、用地交渉対象者に期待を抱かせるおそれがあり、適正な損失補償ができなくなるなど実施機関がいうように交渉の複雑化と適正さが失われるという可能性も否定できない。この点に鑑みれば、建物移転料計算書の諸経費率・再築補償率及びその比率が明らかになる金額を除き公開することが妥当である。また、内訳明細書のうち既に公開された部分に加えて、金額を公開することが妥当である。

(4) 結論

よって、冒頭の「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、下記のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
13. 1. 17	・実施機関から諮問書受理
13. 1. 17	・実施機関に対して部分公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13. 2. 6	・実施機関から部分公開理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13. 2. 7	・異議申立人に対して部分公開理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13. 2. 15	・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13. 2. 16	・実施機関に対して異議申立人の意見書(写)を送付
13. 2. 28	・実施機関から補足説明の延期について(お願い)受理
13. 3. 13	・書面審理 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第8回審査会)
13. 4. 10	・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第9回審査会)
13. 5. 15	・審議 ・答申 (第10回審査会)